

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始

公示

土地改良事業の工事の完了

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(道路維持課) 三三三^{ページ}

(農地整備課) 三三二

(都市政策課) 三三三

告示

岐阜県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年六月十九日から二週間岐阜県農土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

第百十三号
令和二年六月十九日

(金曜日)

公示

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 | 備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか) |
|-------|------|---|----------|-----------|-----------------------|
| 県道 | 大野垣線 | 安八郡神戸町大字瀬古字神明堂一〇九四番地先から同郡同町大字同字八幡曲輪一〇一八番三地先まで | 四四・九 | 令和二年六月十九日 | 令和二年六月十九日 |

十五号) 第一百三十三条の三第三項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-------------|-----------------------|-----------|
| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
| 中山間地域総合整備事業 | 揖斐谷汲地区 (農業用排水施設整備) | 令和 二・三・一九 |

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

高山市丹生川折敷地の一部(折敷地)

三 調査を行った期間

平成二十五年八月から平成三十一年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

高山市(丹生川折敷地の一部)の地籍図

高山市(丹生川折敷地の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和二年六月十九日

令和二年六月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社